

(助成対象経費一覧)

第5条 当該助成金はグループ・団体の行う活動に対して助成するものであるため、【別表一】のとおり対象経費を定めるものとする。

【別表一】

項 目	内 容
交通費・燃料費	電車及びバス代等公共交通機関乗車賃、活動に要する自動車等に係る燃料費
郵送料・運搬費	切手・葉書代、材料及び機材等の運搬料
消耗品費	事務用品（ノート、鉛筆、封筒、用紙等）等
印刷費	資料及びチラシ等の印刷費
会場等借上料	活動の会場となる施設の借上げ費や器材のレンタル代等
原材料費	活動上必要な食材料費、施設訪問などの際に必要なとなる物資等の原材料費
施設入場料	教養施設等への入場料
食料費	講師等への弁当代等
会議費	活動中、活動終了後における団体構成員の茶菓子代等 ※合計1万円までが対象
講師謝金	研修会・講習会等に係る講師への謝金 ※団体の構成員のみを対象とするものや、講師が構成員の場合は対象外
研修会等参加費	構成員の知識・技術の向上を目的に他の団体が実施する研修会・講習会等に参加する場合の参加費 ※合計1万円までが対象
備品購入費 修理費	備品購入費は1年以上継続して使用することができるもの、修理費は修理に要する費用 ※合計1万円までが対象
書籍購入費	活動に直接必要となる書籍 ※合計1万円までが対象

(助成対象外経費一覧)

第6条 助成対象外経費は、【別表二】のとおり定めるものとする。

【別表二】

対象外経費	団体運営維持費：給料、各種手当、謝金、その他名称の如何を問わず、団体の構成員に係るもの、事務所の借上げ及び維持に係る費用、電気、ガス代、水道、電話料金等 構成員の飲食費：団体構成員のための飲食費（1万円までの茶菓子代を除く） 寄付金・会費等：他者・他団体に対する寄付金、資金援助、負担金、会費、景品等
-------	--